

取扱金融機関 御中
ゆうちょ銀行

堺市立こども園給食費 預金口座振替依頼書
自動払込利用申込書

堺市に納付する市立こども園の給食費を口座振替又は自動払込みにより納付したいので、下記の約定(ゆうちょ銀行を除く。)を確認のうえ、次のとおり依頼します。

申込日 年 月 日

依頼者	住所				
	電話番号				
	フリガナ				
	保護者氏名				
	施設名				
	フリガナ				
	子どもの氏名				

い ず れ か を 選 ん で 記 入	金融機関を御指定の場合 (ゆうちょ銀行を除く。)	銀行・信用金庫 本店		信用組合・労働金庫 支店(支所)		農業協同組合 出張所	
		預金種目	普通	口座番号(右づめで記入)			
	ゆうちょ銀行を御指定の場合	記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください。)		番号(8桁未満の場合は右詰めで記入し、その頭部の空欄には「0」を御記入ください。)			
		1	0	※			
種目コード		166	契約種別	30	払込先口座番号	00980-0-960342	払込先加入者名 堺市会計管理者

フリガナ		お届印(2枚目にも押印)
口座名義人 (保護者)		
預金者住所 (ゆうちょ銀行の場合のみ)		

払込開始年月	年	月から
--------	---	-----

ゆうちょ銀行を御指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

約 定(ゆうちょ銀行を除く。)

- 私が堺市に納めるべき市立こども園給食費の納付書等が堺市から貴金融機関に送付されたときは、貴金融機関において、振替指定日に指定口座から私に通知することなく、納付書等に記載の金額を振替納付してください。
- 預貯金の払出手続については、当座勘定約定書、普通預金約定又は貯金規定にかかわらず、小切手の振出し又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしませんから、貴金融機関所定の方法で処理してください。
- この口座振替又は自動払込みによる納付に係る領収書の発行については、請求いたしません。
- 指定口座の残高が振替日において納付書等の金額に満たないときは、私に通知することなく、堺市にその納付書等を返却されても異議はありません。
- この口座振替又は自動払込契約は、貴金融機関が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解約されても異議はありません。
- この口座振替又は自動払込契約を変更し、又は解約する場合には、私から貴金融機関及び堺市に連絡します。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴金融機関の責めによるものを除き、貴金融機関に迷惑をかけません。

◎振替(払込)日は、毎月
月末です。(12月のみ28日)
金融機関の休業日に当たる
場合は、翌営業日となります。
◎振替開始時期は、後日「口
座振替開始・自動払込通知書」
でお知らせします。

取扱店日附印

金融機関記入欄(ゆうちょ銀行は除く。)		
検印	1	口座番号相違
	2	種目相違
印鑑照合	3	名義相違
	4	印鑑相違
受付	5	口座なし
	6	その他